

総務常任委員会日程

令和2年3月3日
午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (2) 議案第 4 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 5 号 八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 1 2 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第 1 表歳入歳出予算補正の内
歳入全款、歳出 1 款議会費、2 款総務費（3 項を除く）、
4 款衛生費の内 1 項 7 目、8 款消防費、1 1 款公債費
第 3 表繰越明許費補正 1 追加の内
2 款総務費、1 0 款災害復旧費の内 4 項、
第 4 表債務負担行為補正 1 追加の内
（1 2 6）から（1 2 7）、
第 5 表地方債補正 1 追加及び 2 変更
- (5) 議案第 2 5 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第 1 表歳入歳出予算補正の内
歳入全款、歳出 2 款総務費（3 項を除く）、
第 2 表繰越明許費補正 2 変更の内
2 款総務費、
第 3 表地方債補正 1 変更
- (6) 議案第 2 4 号 八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会会議録

招集年月日	令和2年3月3日(火)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻 及び宣告	開会	午前10時00分	委員長	木村利晴
	閉会	午後0時04分	副委員長	石井孝昭
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	木村利晴	出	鈴木広美	出
	石井孝昭	出	新見準	出
	丸山わき子	出	木内文雄	出
	林政男	出		
委員外議員				
委員会に出席した	事務局長 岡本裕之		主査 須賀澤勲	
事務局職員職氏名	主査補 吉井博貴		主査 嘉瀬順子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総務部長 大木俊行		子育て支援課長 高山由美子	
	総務部参事 鈴木正義		健康増進課長 飛田雅章	
	総務部参事 會嶋禎人		農政課長 相川幸法	
	市民部長 和田文夫		環境課長 櫻井誠	
	経済環境部長 黒崎淳一		クリーン推進課長 土屋武志	
	建設部長 江澤利典		道路河川課長 中込正美	
	会計管理者 廣森孝江		都市計画課長 柿沼典夫	
総務課長 片岡和久		都市整備課長 和田暢祥		
企画政策課長 石井健一		教育次長 関貴美代		
防災課長 湯浅孝史		教育総務課長 川名弘晃		
市民課長 春日葉子		学校教育課長 西貝喜彦		
国保年金課長 吉田正明		社会教育課長 小川正一		

	障がい福祉課長 高 梨 富美子	兼中央公民館長
	つくし園長 斉 藤 照 美	選挙管理委員会事務局長 片 岡 和 久
	その他関係職員	
議 題	別紙日程表のとおり	

○木村委員長

総務常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に丸山わき子委員、石井孝昭委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、6件です。

議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○片岡総務課長

それでは、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明いたします。

付議案の8ページから13ページ、議案説明資料の8ページ、9ページをご参照ください。

地方公務員の臨時非常勤職員については、採用の要件等が法律上明確でなく、制度上の課題があったことから、適正な任用勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、令和2年度から現在の臨時非常勤職員は、会計年度任用職員として任用されることとなるため、昨年12月議会において八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を可決いただきました。そのためこの移行に伴い、関係する条例に会計年度任用職員の報酬サービス等の整理、職員の範囲の規程を追加するものでございます。

なお、関係する条例の改正の概要は、八街市職員定数条例は定数範囲の改正、八街市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、対象職員の改正、公益法人等への職員の派遣に関する条例は、対象職員の改正、八街市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例は、会計年度任用職員の規定を追加、八街市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例は、会計年度任用職員の減給規定の追加、八街市職員の育児休業等に関する条例は、育児休業を取得した会計年度任用職員の期末手当に関する改正、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例は、会計年度任用職員制度に移行する非常勤特別職を削除、八街市一般職の職員の給与等に関する条例は、会計年度任用職員の給与・報酬の規則への委任を追加、八街市職員の旅費に関する条例は、支給範囲の規定を追加、八街市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、会計年度任用職員の給与について追加するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、若干、お伺いしたいと思います。

まず、付議案の3ページで、第3条に関わってお伺いするものなのですが、これは地方公務員法第22条、第1項を第22条に改めるということなのですが、これは改めることによって、どのような内容になっていくのかお伺いいたします。

○片岡総務課長

会計年度任用職員は、採用後1カ月は条件付採用となるために派遣することができない旨を追加するものでございます。

○丸山委員

これは、公的法人等への職員の派遣等に関する条例の中で、公的法人等に派遣する職員も同じ扱いをしますよということで、理解してよろしいんですね。

○片岡総務課長

はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○丸山委員

次に、第4条、やはり8ページなんですけれども、これは市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例を改正するということなのですが、これは第1項中3年を越えない範囲内ということなんですけれども、これはこの範囲内を任命権者が定める任期の範囲とするということに改めるということのように私は理解したんですが、具体的にはどのようにしていくのかお伺いいたします。

○片岡総務課長

会計年度任用職員につきましては、任期は1年ということでございますので、その範囲内ということでございます。

○丸山委員

それで、公募によらない再度の任用ということも当然、入ってくるのではないかなというふうに思いますが、それについては何年になるのでしょうか。

○片岡総務課長

改めての任用ということになりますので、1年以内ということになります。

○丸山委員

これは、会計年度になりまして、1年、1年ということになりますと、今後、事業の行政の継続性であるとか、あるいは技術とか知識とかこういった継承についてどのように考えているのか、ぷつんぷつんと仕事が切れていくわけですよ。そういった点では大変、従来とは違った人間関係にもなっていくのではないかなというふうに思いますが、その辺については庁舎内の業務の確保ということができていくのかどうか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○片岡総務課長

会計年度任用職員につきましては、今までどおり正規職員を補助するような位置となると思いますので、また業務につきましては、現在マニュアル等を作成しておりませんが、そういうものも必要になってくるかとは思っております。

○丸山委員

やはり、1年、1年となると今後、業務に関してはやりづらくなっていく。正規の職員の皆さんともいろいろとやりづらい。せつかく臨時さんを確保しても、本来の業務を補助するということにはなっていないんじゃないかなと大変、私、危惧するところであります。

それともう一つ、第6条ですね。9ページに6条があります。これは、市職員の育児休業に関する条例ということであるんですけども、この7条の2項中の問題ですが、これは会計年度職員を除くとあるわけですけども、育児休暇は認めるけれども勤勉手当はないよというふうに受け止めたんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○片岡総務課長

基準日6月以内に勤務した育児休業職員で勤務手当が出せるのは、会計年度任用職員以外ということになります。

○丸山委員

これは、いわゆるボーナスは出るわけですよ。でも、勤勉手当は出ませんよということになるわけですよ。その辺は、どんなふうに理解したらいいでしょうか。

○片岡総務課長

会計年度職員につきましては、期末手当のみの支給になります。

○丸山委員

その辺が、やはり国の方も態度を明らかにしてないというのが事実でして、やはりボーナスは出るにしても、大変その格差のある職員採用になっていくというふうに思います。

来年度の会計年度の採用に関しましては、臨時職員さんと非常勤職員、フルとそれからパートあわせて、299人ということのようなんですけれども、従来のパートさん、あるいは臨時の職員の皆さんの従来の給与と比べまして、どのくらい新年度では会計年度職員を採用することによって経費が手当ですね、職員給与報酬手当が総額的にはどのくらいに膨らんでいくのかお伺いします。

○片岡総務課長

概ね6千万程度の増加になります。

○丸山委員

このことによる国の助成、補助といったのはどのようになっているんでしょうか。

○片岡総務課長

今のところ国の助成等は、ないと認識しておるんですが。

○丸山委員

これも、国が一方向的に導入してきた問題であって、やはりこれは、国の方にこういった会計年度職員に関わる給与に関しては、助成、補助を求めていいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺については市の方としてはどんなふうにお考えなのか。

○會嶋総務部参事

会計年度任用職員制度に係ります財源ということで、来年度の交付税の中に一部、組み込まれております。これは、結果的なことなので幾らというところには、ちょっといけないんで

すけれども、包括算定経費というところに一括経常という表現で、期末手当とかそういった経費を積算することになっていますので、その中で一部は交付税という形で市の方に入ってくるということでは決まっています。

○丸山委員

それは、じゃあ何パーセントというような数字では、パーセントでは示されていないわけですね。漠然と、入っていますよ。例のごとく、まやかしのものですね。わかりました。以上です。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

ないですね。質疑がなければ、これで質疑を終了します。
これから討論を行います。

○丸山委員

それでは、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、私は反対討論をするものであります。

本条例は、4月から会計年度任用職員制度導入に向け、関係条例の整備に関する条例を制定するものです。本来、地方自治体の仕事は、住民の福祉と暮らしの増進に寄与することであり、公務運営の中心となるのは任期の定めない常勤職員という大原則のもとに制度設計をすべきであります。会計年度任用職員制度導入は、正規職員が担うべき公務労働の業務を非正規職員に担わせることを固定化するものであり、臨時・非常勤の職を人員の調整弁として利用することになれば、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことになりかねません。

会計年度任用職員は原則1年間を勤務期限としています。毎年、更新も可能とされていますが、いつでも雇いどめができる不安定雇用の非正規職員であることに変わりはありません。フルタイム無期雇用を原則という国際的ルールからも逸脱するものであり、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことになりかねません。

本市の非正規雇用の状況は、34パーセントと大きく依存しています。住民の福祉と暮らしの増進に責任を持つ自治体は、正規職員枠を大幅に広げ、市民サービスの低下につながる非正規雇用を是正すべきであります。

以上の立場から反対するものです。

○木村委員長

丸山委員から反対討論がありました。

次に、賛成討論の発言にします。

賛成討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○木村委員長

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○片岡選挙管理委員会事務局長

それでは、議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の14ページ、15ページ、議案説明資料の10ページから16ページをご参照ください。

改正の1点目は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴うもので、これは3年に1度の参議院議員通常選挙の年にその基準額の見直しを行うことを例としているところで、今回は選挙長等の費用弁償額の改正が行われたため、選挙長等の報酬額の引き上げをするための条例の一部改正を行うものでございます。

2点目は、消防団員は災害時において、昼夜をたがわず多岐にわたり活動し、また、平常時においても地域に密着した活動を行っており、消防団員の所要は十分に配慮していく必要があります。今回、火災その他災害警戒及び訓練等に出勤した場合の費用弁償について、県内市町村と比較して支給額が低い状況にあることから引き上げるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○丸山委員

それでは、17条の改正の方からお伺いいたします。

これは、選挙立会人と選挙長に対する報酬額のアップの内容なんですけれども、これは、説明書、資料説明の11ページなんですけれども、選挙長以下開票選挙立会人まで一覧表、右側の一覧表に1回につきということになっているんですけれども、1回につきというのは1選挙についてということか理解してよろしいんですか。

○片岡選挙管理委員会事務局長

1選挙につきということでございます。

○丸山委員

そうしますと、上から3段目に期日前投票所の投票管理者、これは1回につきとあるけれど、これは日額なのか、それともその期間、通してなのかその辺については、どうなんでしょう。

○片岡選挙管理委員会事務局長

申し訳ございません。期日前投票所の投票管理者につきましては、1日につき1万1千100円となります。

○丸山委員

日額ですね。

○片岡選挙管理委員会事務局長

はい、日額です。

○丸山委員

それから、もう一つ、下から3行目になりますね。期日前投票所の投票立会人、1回につきとありますけれども、これは日額でよろしいんですか。

○片岡選挙管理委員会事務局長

はい、こちらについても日額となります。

○丸山委員

ちょっとその辺について、今少しわかりやすく表示いただきたいなというふうに思います。

それから、一番下に指定病院等不在者投票外部立会人、1時間につき、1千282円という大変、細かな数字が出てきているんですけれども、これはどういうことでこのような細かい数字が出てきたのか、その根拠をお伺いいたします。

○片岡選挙管理委員会事務局長

日額にしますと、1万900円を自給換算にして、8時間半で除して、価額が1千282円ということになります。

○丸山委員

わかりました。

それでは、あくまでも1日は、1万900円であるということで、これを8時間で割ったということよろしいですか。

○片岡選挙管理委員会事務局長

1万900円を8.5時間です。除した額になります。

○丸山委員

今1つこの指定病院と不在者投票外部立会人の投票する時間内というのは決められていることなのか、あるいは投票者が希望する時間帯、例えば夜の7時に来てほしいんだとか、8時以降そういったこともあり得ると思うんですが、その辺についてはどのような配慮がされているんでしょう。

○片岡選挙管理委員会事務局長

指定病院等の不在者投票につきましては、1日8時間半の中で実施できるということで、指定病院内、指定病院での判断となっております。

○木村委員長

質疑ありますか。

○丸山委員

それでは、同じく議案第4号の23条の改正でお伺いいたします。

今回、消防団の皆さんに対する費用弁償増額ということで、本当に財政大変な中で思いきった対応をしていただいたということで、これは本当に評価させていただきたいというふうに思いますが、これは総務省1回あたりは、7千円としているようなんですけれども、これはどのような判断というか、対応というか、どのような判断でこのような1回あたりの単価を決めたのか、その辺についてお伺いいたします。

○湯浅防災課長

それでは、お答えいたします。

消防団員の火災出動時の現場対応時間につきましては、その約8割が概ね2時間以内で終了しているという実績がございます。その1時間あたりの単価を千葉県最低賃金に当てはめますと約1千900円。

また、印旛管内の8市町村の出動手当の平均額を出しますと、2千25円となるというところから、本市では1回あたりの火災出動手当の額を、2千円と設定したものでございます。

○丸山委員

この支払方法については、10月と4月というふうになっているようなんですけれども、これはあくまでも個人に支払われるのか、どういう方法での支払いになるのかお伺いいたします。

○湯浅防災課長

あくまでも個人、個人口座への支給となります。

○丸山委員

それで、総務省の方はこういった出動手当とともに団員に対する報酬も引き上げようというようなことで総務省の方からは、予算措置をしていますよということのようなんですけれども、現在、八街市2万5千ということで、総務省の方は3万6千500円ということを示しているんですけれども、今後こういった団員の報酬等につきましても当然、改善していかなければならないんじゃないかなというふうに思いますが、今後はどんなふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○湯浅防災課長

まず、今回の改正におきまして、今まで団員、今、消防団員の数も減少しておりまして、出動される団員が限られているという中において、1回出動しても10回出動しても同じ金額だということであると、これは出動手当の趣旨に反するというところでございますので、今回の改正をしたところでございます。この改正におきまして、消防団員の処遇改善を図るという目的も果たされると思っております。

しかしながら、委員がおっしゃいましたように報酬の改正も今後は必要と考えておりますので、この手当の状況を確認、見極めながら報酬の改正についても検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員

よろしく申し上げます。

○木村委員長

質疑ありますか。

○丸山委員

はい、以上です。

○木村委員長

質疑ありますか、ほかに。

○石井委員

すみません。23条の件でご質問させていただきます。

今のご質問の中で、本当に担当課の英断はすばらしいものがあつたなというふうに思っています。かつてから懸案事項でありましたけれども、消防団員の皆さん喜ばれる、報われるものかなというふうに思っておるんですけれども、手続上、個人口座への支給ということで今、課長のご答弁がございましたけれども、これは当日、各団員、誰が出るか、出動されるかわかりませんが、これは事前に登録をされて報告制によって、事前に口座を例えば確認をして、登録制にして振り込まれる形になるのでしょうか。団員の口座に振り込まれるということですよ。

○湯浅防災課長

消防団員の報酬についても個人口座への支給を実施しておりますので、口座の把握はできております。その際、この出動手当の確認につきましては、当日、現地でも人数の確認はします。その後、分団に戻って分団が日誌を付けることになっておりますので、出動団員のフルネームを記入していただいて、そちらを提出していただいた上で、個人へ支給するという形をとります。

○石井委員

けさも、実は、上砂の219号線で大きな事故がありまして、車が通れない状況まで至りました。消防団員の方も一部出ていらっしやいましたけれども、例えばそういった出動に関してなんですけれども、この火災で現場に従事した場合、例えば現場に出動したけれども、従事しなかった場合、本部の指示があつた場合に限ると風水害、警戒訓練ということに細分化されていますけれども、例えば昨年として計算していると、どのぐらいの金額になるのでしょうか。件数と金額ですかね。

○湯浅防災課長

直近、3年間の火災出動件数が、1年当たり約26回と、出動人員が1千276人、非火災で出動したものが17回、人員としては約566人、その他、訓練につきましては一応、年間で1千600人の団員の出動を予定しております。

風水害ですが、今まで実績がなかったんですが、昨年度3つの災害ありましたが、その際に出動した人員が1千129人ということになっております。予算ベースでいきますと、平成31年度当初の予算額が155万4千円を見込んでおりましたが、令和2年度の当初予算については、500万円の計上をしております。

○石井委員

わかりました。

○木村委員長

ほかに質疑はありますか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

議案第5号、八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案16ページ、議案説明資料17ページをお願いします。

本条例中第6条、繰替運用では市長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとしております。

令和2年度から、下水道事業特別会計が地方公営企業法の適用を受け企業会計へ移行します。従来の規定では、一般会計財政調整基金から資金を融通することができないため、特に移行初期は留保資金がないことから、企業会計への貸し付け規定を設け、仮に資金不足となってしまった際に対応することができるよう改正するものでございます。

改正内容は、見出し部分を「繰替運用等」に改め、同条中、繰戻しの次に、「又は償還」を加え、繰り替えての次に「、又は市の設置する地方公営企業に貸し付けて」を加えるものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第5号、八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

異議なしと認めます。審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定しました。

歳入全款について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算、第10号のうち歳入全款につきまして、ご説明いたします。

補正予算、第10号の16ページをお願いします。2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税は、補正前の額から47万6千円を増額し、347万6千円とするもので、剰余額収入見込額の増でございます。

次に、10款地方特例交付金、2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は、補正前の額から284万7千円を増額し、4千518万円とするもので、幼児教育無償化に伴う調整による追加でございます。

次に、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は、補正前の額から20万8千円を減額し、1億4千857万5千円とするもので、各公立保育園、私立保育園負担金の調停見込みに伴う増減でございます。

17ページに参りまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から3千835万8千円を減額し、32億7千833万1千円とするものでございます。5節児童保護措置費等負担金は、子どものための教育・保育給付交付金が前年度精算分に伴う増、6節児童手当負担金は支出予定額の精査と前年度分の精算による減額でございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、補正前の額から479万3千円を減額し、1億6千724万2千円とするものでございます。2節障害者福祉費補助金は、障害児発達支

援無償化周知事業費補助金の計上、3節児童福祉費補助金は、保育園事故防止等推進事業の取りやめと、計上科目変更に伴う保育対策総合支援事業費補助金の減額、7節児童福祉施設費補助金は、児童館整備事業分としての交付金の減額でございます。

3目衛生費国庫補助金は、補正前の額から2千562万円を増額し、7千708万4千円とするもので、昨年の台風等による被災家屋等の廃棄物処理経費の計上でございます。

4目土木費国庫補助金は、補正前の額から1千747万8千円を減額し、3億5千525万3千円とするものでございます。1節道路橋りょう費補助金は、社会資本整備総合交付金の交付決定による減額でございます。2節都市計画費補助金は、市営住宅修繕費補助金交付決定に伴う減額でございます。

次に、5目教育費国庫補助金は、補正前の額から78万7千円を減額し、6千118万5千円とするものでございます。1節小学校費補助金は、特別支援教育就学奨励費の支出見込みによる減、4節教育指導費補助金は、教育支援体制整備事業補助金の支出見込みによる減額でございます。

18ページに参りまして、3項委託金、1目総務費委託金は、補正前の額から3万円を増額し、1千143万4千円とするもので、個人番号カード交付事業事務費の補助金増でございます。

次に、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から607万6千円を減額し、10億6千808万9千円とするものでございます。1節保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療保険の負担金が決算見込みによる減、4節児童保護措置費等負担金は、子どものための教育・保育給付交付金が前年度精算分に伴う増、5節児童手当負担金は、支出予定額からの精算による減によるものでございます。

3目県移譲事務交付金は、補正前の額から170万3千円を増額し、382万9千円とするもので、権限移譲事務交付金の交付額確定によるものでございます。

19ページに参りまして、2項県補助金、2目民生費県補助金は、補正前の額から124万9千円を増額し、2億719万6千円とするものでございます。保育士配置改善事業の補助率変更に伴う子ども・子育て支援交付金の増、保育対策総合支援事業費補助金は、国庫支出金同様保育園事故防止等推進事業の取りやめに伴う18万5千円の減額と、計上科目変更に伴う、61万3千円の増額です。

3目衛生費県補助金は、補正前の額から50万2千円を減額し、7千399万3千円とするものでございます。

2節健康増進費補助金は、健康診査委託料などの支出見込額の減に伴う健康増進事業費補助金の減額と、支出見込額の減に伴う地域自殺対策強化事業費補助金の減額でございます。

また、4節公害対策費補助金は、交付決定による減額となります。

4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から374万7千円を減額し、17億3千776万円とするもので、事業予定がないことによる減額です。

8目教育費県補助金は、補正前の額から72万3千円を減額し、210万8千円とするものでございます。学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の交付決定による減額ござい

ます。

9目災害復旧費県補助金は、補正前の額から127万6千円を増額し、236万3千円とするものでございます。台風15号による私立保育園災害対応分の計上となります。

次に、3項委託金、3目土木費委託金は、補正前の額から126万6千円を増額し、126万7千円とするもので、県道路事業用地事務委託金の増額となります。

20ページに参りまして、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、補正前の額から75万8千円を増額し、93万2千円とするものでございます。財政調整基金を始め各基金の運用益の計上でございます。2項財産売却収入、2目不動産売却収入は、赤道の払い下げに伴う増額でございます。

18款1項1目寄附金は、補正前の額から1千535万円を増額し、7千780万円とするものでございます。やちまた応援寄附金は通常分が928万の増となり、年度末寄附金見込額は約6千100万円、災害支援分は527万円の増額により年度末寄附金見込額は、約1千569万円となります。野球場建設指定寄附金が12万円で、年度末基金残高は約294万8千円、文化会館建設指定寄附金が68万円で、年度末基金残高は約244万8千円となります。

21ページに参りまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から9千570万2千円を減額するものでこれにより、令和元年度末の財政調整基金残高は約18億6千827万1千円となる見込みでございます。2項特別会計繰入金、2目国民健康保険特別会計繰入金は572万2千円の計上、後期高齢者医療特別会計繰入金は87万5千円の計上で、いずれも過年度精算分にかかる繰り入れでございます。

21款諸収入、3項受託事業収入、2目衛生費受託事業収入は、補正前の額から112万円を減額し、1千364万4千円とするもので、後期高齢者の健康診査費の支出見込による精算でございます。

22ページに参りまして、5項3目雑入は、補正前の額から84万4千円を減額し、4億2千600万4千円とするものでございます。臨時職員等保険料個人負担金が162万5千円の減額、児童発達支援事業費収入が155万5千円の減額、後期高齢者医療定率市町村負担金返還金が200万7千円の計上、そのほか災害見舞金の計上でございます。

22款1項市債、2目民生債は、補正前の額から1億110万円を減額し、5千520万円とするものでございます。1節老人福祉債は、老人福祉センター整備事業の事業費確定による減。2節児童福祉債は、児童館整備事業を令和2年度予算へ組み替えることによる減となります。

3目衛生債は、補正前の額から50万円を減額し、770万円とするもので、印旛広域水道企業部への繰出決定による減額。

5目土木債は、補正前の額から1千130万円を減額し、1億8千760万円とするもので、道路改良事業にかかる国の社会資本整備総合交付金決定に伴う公共事業等債の減額でございます。

9目災害復旧事業債は、補正前の額から4千60万円を増額し、1億1千490万円とする

ものです。補助分では、各小・中学校や給食センターの文教施設災害復旧事業債の計上、単独分では道路維持修繕、クリーンセンター修繕、社会教育施設修繕、総合保健福祉センター修繕に係る各災害復旧事業債の計上でございます。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、若干お伺いいたします。

17ページなんですけれども、17ページの保育対策総合支援事業補助金の減となっておりますけれども、先ほど事故対策の取りやめがあったとそれによる減だという説明もあったんですが、これはどういう事情でこの事故対策の経費が取りやめになってきているのかお伺いいたします。

○高山子育て支援課長

保育対策総合支援事業の補助金の減額につきましては、当初、風の村保育園が午睡タイマー、防犯カメラを購入する予定で、この補助金事業を活用し、申請を予定しておりました。

また、八街かいたく保育園においても、午睡タイマー等の購入を計画しておりました。台風等の災害で今年度は購入を見送るということを保育園から伺いましたので、全額取りやめにした状況です。

○丸山委員

今後、この2つの施設は、今年度は台風等の影響によって導入できなかったけれども、新年度に対してはどのような要望があるのでしょうか。

○高山子育て支援課長

風の村保育園では、新年度に計画、予算要求を予定しております。

○丸山委員

わかりました。

それと、次に、衛生費の国庫補助金のところで、2千562万ということで補助金が出るようなんですけれども、この台風による廃棄物の処理費、最終的にどのくらいになっているのか、また、国としてはどのくらいその補助金が出てくるのか、その辺について再度お伺いいたします。

○土屋クリーン推進課長

それでは、災害廃棄物につきましては、最終的には2月6日に国の査定を行いまして、確定をいたしました額ですが、1億5千833万1千円という額が確定しましたので、その2分の1が補助という形になります。

ここで補正をした大きな理由なんですけれども、実は災害廃棄物自体はほぼ完了しておるんですけれども、今回の台風が激甚災害を受けた関係で半壊家屋及び全壊家屋は、ある意味生活環境保全の上から見れば廃棄物というふうな捉え方を国はされていまして、基本的には

市が解体をなささいというご指示が途中からございまして、そのために増額をしていったということになります。飛び散ったごみ自体の片付けは終了しておりますけれども、今回はその倒壊家屋についてのこれから事業が行われていくということになります。

○丸山委員

この12号にはこれだけの国の補助があり、また、次の25号、追加議案にもあるんで、またそれはそれで後でお伺いしたいと思いますけれども、25号の予算書が最終的な補助になるわけですか。

○土屋クリーン推進課長

そのとおりでございます。

○丸山委員

わかりました。

あと、18ページに、これは総務費の委託金として個人番号カード交付事業補助金、3万円とあるわけなんですけれども、これは一体どういう内容のものなのかお伺いいたします。

○春日市民課長

こちらに関しましては、個人番号カードの交付事務補助交付要綱の一部改正により、マイナンバーカードの申請時来庁方式、出張申請受付方式などによる交付のための経費が追加されたことにより、本年度モバイルプリンター2台を購入するための補助になります。

○丸山委員

マイナンバーの問題では、国は2022年度にはほとんどの住民がマイナンバーカードを所持するようにするんだというような方針を出しているようなんですけれども、八街市としてはどのようにこれは考えているのかお伺いします。

○春日市民課長

マイナンバー制度におきましては、国の施策であることから、マイナンバーの取り扱い等に十分注意しながら、事務を進めていきたいと考えております。

○丸山委員

今、八街市のマイナンバーの発行状況はどのような状況でしょうか。

○春日市民課長

令和2年2月29日現在で、累計枚数が1万1千815枚で、交付率といたしましては17.03パーセントでございます。

○丸山委員

これは、マイナンバー制度が導入されてから、もう3年たつわけなんですけれども、3年たってもわずか17パーセントと、全国的にもそのような数字なわけですね。国の方は何が何でもこのマイナンバーカードを導入推進するんだということで、今年9月からはマイポイントというのを導入するんだというような動きがあります。

それから2021年度からは、健康保険証としても利用できるようにするんだと、あるいはこの間、戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法の改正をしたりとか、こういうようなことで、本当に国民が納得できないうちに次々とかういった制度を推し進めようとして

いると、大変私は全く国民無視の対応ではないかというふうに思っているわけですね。

そういう点では、担当課は、たしかに国の制度なのでいたし方がないんだということのようなんですけれども、今、市民の中にカードを作って大変後悔しているとそういった声も聞かれるわけなんです。作るんじゃなかったと、大変そういった後悔の声も聞かれています。そういった点では国の方が次々とうこういった事業を進めようとしているんですけれども、本当に市として積極的にこれは対応していいのかどうかというふうに大変疑問を持つところなんです。担当課にこれを抑え付けなさいと言うのも大変問題なんですけれども、市民に対してのある意味、強制的な対応はとらないんだという姿勢は必要ではないかというふうに思いますが、それについてどのようにお考えでしょう。

○春日市民課長

マイナンバーカードにつきましては、強制ではなくて任意で作成していただいているものですので、作成前に窓口にいらっしゃった市民の方と十分に、利用目的とか危険性なども注意しながらご説明して、それでご納得いただいた方に作っていただけるように今後、努力してまいります。

○丸山委員

ぜひそういう点での取り組み、お願いしたいと思います。

それから、19ページに住宅用省エネルギー設備導入促進事業補助金減となっております。これは、設置状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○櫻井環境課長

住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金で21万円減でございますが、これにつきましては住宅用の太陽光発電システムの設置費補助金で、県からの交付決定額が確定されたことによる3基分の減でございます。

あと、令和元年度の実績といたしましては、8基でございます。8基分で64万円の補助をしております。

○丸山委員

今後、CO₂問題で取り組んでいく中では、こういった住宅用エネルギー設備等導入というのは、本当に大切な事業になっていくのではないかなというふうに思います。ぜひ市民の皆さんにも理解いただいて、積極的な対応を求めているなというふうに思います。

それから、その下のサンプスギ林の再生・資源循環促進事業補助金で、これも219万8千円という減となっております。これは、どのようなことだったのか原因をお伺いいたします。

○相川農政課長

こちらの事業につきましては、サンプスギの溝腐れ病の整備事業ということで、千葉県森林組合と所有者、市、その三者で事業を進める予定でございましたが、事業主体であります千葉県森林組合が台風の影響によりまして通常のこういった森林整備ができないと、今年度はちょっとできないということで、これは中止になりまして、今回、全額減額するものでございます。

○丸山委員

先ほども申し上げましたけれども、これはCO₂対策の中では森林の存在というのは大変大きいわけで、森林もきちんと守っていかなければならないというようなことです。ぜひ、新年度もこういった補助金を活かした取組を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

○木村委員長

ほかに質疑はありますか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

会議中にはありますが、ここで10分間の休憩いたします。

執行部の皆様に申し上げます。

議案第12号中、第1表歳出、第3表、第4表、第5表、議案第25号、24号に関する職員以外は退室して結構です。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○木村委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

注意事項を申し上げます。

本日は、ご自身でマイクのスイッチを押して赤に点灯してから発言してください。発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して赤を消灯させてください。よろしくお願いいたします。

次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

○岡本議会事務局長

それでは、歳出1款議会費についてご説明いたします。

補正予算書の24ページをごらんください。

1項1目議会費につきましては、補正前の額から448万1千円を減額し、補正後の額を2億1千158万5千円としようとするものでございます。

説明欄をごらんください。

議員報酬等248万7千円の減額補正につきましては、議員手当において、12月の期末手当の支給により、支出額が確定したため、減額しようとするものです。

次に、議員研修費、199万4千円の減額補正につきましては、議員の改選により、政務活動費を上半期で清算したため、上半期分の額が確定したことにより、減額しようとするものです。

以上で、1款議会費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出2款3項を除く総務費について、提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○片岡総務課長

続きまして、2款総務費、1項総務管理費について説明します。

1項総務管理費は、補正前の額に5千453万5千円を増額し、補正後の額を16億3千612万7千円とするものでございます。

それでは、目ごとに説明いたします。補正予算書の24ページをお願いいたします。

1項総務管理費、1目一般管理費は、補正前の額に29万7千円を増額し、補正後の額を7億7千91万7千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

一般管理費29万7千円は、令和2年4月1日から、臨時非常勤職員が会計年度任用職員制度移行に伴い、各課等で賃金の支給業務を実施していたものを、総務課人事担当で一括で実施するため、各課入力メニュー作成等の給与システム改修業務を委託するものです。

○會嶋総務部参事

続いて、2款総務費1項総務管理費4目財政管理費は、補正前の額に74万1千円を増額し、4千684万2千円とするもので、財政調整基金及び減債基金の運用益の積み立てでございます。

○廣森会計管理者

続きまして、5目会計管理費についてご説明いたします。

補正前の額453万1千円から、78万2千円を減額し、補正後の額を374万9千円とするものです。

説明欄をごらんください。

減額の主なものは、臨時職員にかかる経費で、共済費46万4千円の減、及び賃金34万2千円の減でございます。これにつきましては、当初、通年7時間勤務1名を予定しておりましたが、3か月勤務1名と、短時間勤務1名の雇用となったことによりまして、減額となったものでございます。

また、18節備品購入費4万4千円の増は、会計管理用備品としてプリンター電卓1台分を計上いたしました。

○會嶋総務部参事

続いて、11目諸費は、補正前の額に5千427万9千円を増額し、2億8千480万4千円とするものでございます。

初めに、応援寄附金によるまちづくり基金費は、ふるさと納税の寄附件数、寄附見込額を増による事務費及び積立金の増額計上、文化会館建設基金費は寄附金6件分68万円及び運用益533円。野球場建設基金費は、寄附金2件分12万円及び運用益878円を、それぞれ積み立てるものでございます。

26ページにまいりまして、台風15号等による災害対策事業費は、昨年の台風15号及び19号にかかります損壊家屋等の撤去費等事業、並びに損壊家屋等の撤去等を自ら実施した者に対する費用の償還事業の実施にあたり、事業費の不足が見込まれるため、増額しようとするものでございます。

○片岡選挙管理委員会事務局長

続きまして、2款総務費4項選挙費について、説明いたします。

4項選挙費は、補正前の額から1千127万1千円を減額し、補正後の額を7千909万8千円とするものでございます。

それでは、目ごとに説明します。補正予算書の26ページをお願いいたします。

3目県議会議員選挙費は、補正前の額から187万7千円を減額し、補正後の額を762万6千円とするものでございます。減額補正の理由は、31年4月7日執行の千葉県議会議員選挙が無投票であったこともあり、投票管理者及び立会人の報酬等の投票管理経費及び準備に要した経費を除く残額を減額するものでございます。

続いて、27ページをお願いいたします。

5目市議会議員選挙費は、補正前の額から939万4千円を減額し、4千7万2千円とするものでございます。これは、令和元年8月25日執行の八街市議会議員選挙の執行にかかる残額を減額するもので、負担金補助及び交付金のうち、選挙公営費負担金779万3千円の減額が主なものでございます。

以上、2款総務費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。質疑はございませんね。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費のうち、1項7目について、提案者の説明を求めます。

○石井企画政策課長

補正予算書32ページをごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費中7目上水道費についてご説明いたします。

7目上水道費は、補正前の額から502万円を減額し、補正後の額を1億8千676万5千円とするものです。

補正予算書33ページの説明欄をごらんください。

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費中印旛広域水道上水道事業一般会計負担金464万5千円の減額は、八ッ場ダム基金事業における令和元年度予算に対する執行率が減少したことにより、組合負担額が減額となったことによるものです。

印旛広域水道上水道事業児童手当補助金1万9千円の減額は、人事異動に伴い対象職員が変更となり児童手当支給状況が変更となったことによるものです。

印旛広域水道事業一般会計出資金35万6千円の減額は、八ッ場ダム建設事業負担金が当初見込額に比べ、減額となったことによるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

1点、お伺いいたします。

今説明いただきました33ページの印旛広域水道上水道事業に関しまして、八ッ場ダムへの負担金減になったということなんですが、これで八ッ場ダムへの負担金は最後となるわけですね。

○石井企画政策課長

建設工事の出資金は今年度で終了となります。ただ、水源地域整備事業に含まない、生活再建事業、これにつきまして、1年延伸になりまして、来年度までという形になります。

○丸山委員

それで、工事に関する出資金に関して伺いたしますが、この間、どのくらい八街市は負担をしてきたのか。

○石井企画政策課長

八ッ場ダムにかかる出資金なんですが、トータルで2億5千696万1千円となります。○

丸山委員

それで、水源に関しては1年延期となったということなんですが、新年度はどのくらいの負担となるのでしょうか。

○石井企画政策課長

水源というか、地元対策の負担金というか事業なんですが、来年度、令和2年度の予算として、594万3千円を見込みまして予算計上をしております。

○丸山委員

地元対策というのは、八ッ場ダムに対して地元対策という。

○石井企画政策課長

はい。

○丸山委員

わかりました。

○木村委員長

よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

○湯浅防災課長

それでは、8款消防費について、ご説明いたします。

補正予算書の36ページをごらんください。

8款消防費1項消防費3目非常消防費につきましては、補正前の額から67万5千円を減額し、補正後の額を7千355万8千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。

操法大会運営費 67万5千円の減額につきましては、10月に開催を予定しておりました八街市操法大会が台風被害の影響から中止となったため、報償費及び補助金の支出がなくなったことによるものでございます。

以上で8款消防費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出11款公債費について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

補正予算書の39ページをお願いします。

11款1項公債費1目元金は、補正前の額から123万円を減額し、17億7千303万3千円とするものでございます。

また、2目利子は、補正前の額から313万2千円を減額し、9千861万4千円とするものでございます。平成30年度債の借入額の確定と、借入の利率の確定に伴う減額でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表、繰越明許費補正1追加のうち、2款総務費、10款災害復旧費のうち4項について、提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いいたします。

○土屋クリーン推進課長

それでは、第3表繰越明許費補正の追加につきまして、ご説明いたします。

補正予算書7ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費、台風15号による災害対策事業費6千876万9千円は、台風15号及び19号にかかる損壊家屋等の撤去等、並びに損壊家屋等の撤去等を自ら実施した者に対する費用の償還の実施にかかる事業費であり、本年度中に事業が完了する見込みが立たないことから、あらかじめ、当該予算を繰り越そうとするものでございます。

○湯浅防災課長

続きまして、8ページとなります。

10款災害復旧費4項その他公共施設等災害復旧費、消防施設災害復旧事業費880万円につきましては、今回の災害で被害を受けた消防機構及び防災行政無線の修繕工事に要する費用でございますが、本年度中に全ての工事を完了することが困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、第3表繰越明許費補正の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく

お願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第4表、債務負担行為補正1追加のうち、126～127について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

補正予算書9ページ、第4表債務負担行為補正をお願いいたします。

126番、庁舎警備業務は、第2庁舎解体に伴い、火災警報盤を第3庁舎に設置したため、全体の契約期間終了までの増額分となります。

続いて、127番、ふるさと納税受付等代行業務は、業務の年度間の継続性を図るため、令和2年度開始前に契約を締結しようと設定するものでございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第5表、地方債補正1追加及び2変更について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

補正予算書10ページ、第5表、地方債補正をお願いします。

先ほど、歳入で説明いたしましたとおり、1点目の追加ですが、その他公共施設災害復旧事業債は、単独災害復旧事業債で総合保健福祉センター修繕にかかるものを追加いたします。

2点目の変更は、それぞれ事業費及び特定財源の見込額の増減、事業の一部先送りなどに伴い、限度額を変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

まず、児童館整備事業についてお伺いするわけなんですけれども、これは、限度額600万円減ということのようなんですけれども、事業変更によるものであるということはわかったんですけれども、新年度予算では2億5千747万9千円という予算計上がされております。

今年度は2億4千252万8千円ということで、若干増えているところなんですけれども、これは、今後国庫、国の方の補助金、それから、一般財源、地方債といった割当は、どんなふうになっていくのか、その辺については、説明いただけますでしょうか。

○會嶋総務部参事

繰り越ししたというよりも、事業が一旦中止で新規契約になりますので、契約金額がこれからどうなるかということに、変更がいろいろとあります。

それで、内訳についてはほぼ今年度、元年度で予算を要求したものとおりの内訳になろうかと思しますので、国庫補助金については、最低限の部分しかきつと入らないと思しますので、それに対して起債についても、今までどおりの起債と、あと、振興資金など、県の貸付金とか、その辺も活用できればということで考えております。

○丸山委員

わかりました。

それと、あとは、災害復旧事業債ですね。10ページの、2の変更の一覧表の下から2つ。それから、11ページの文教施設災害復旧事業債。これは、6千520万から限度額が1億4千900万円と変更しているわけなんですけれども、この増の原因というのはどういうところなんでしょうか。

○會嶋総務部参事

災害復旧につきましては、まだ災害が起きたばかりの段階で契約等がされていなかったもの等がございまして、例えば、下の文教施設などについては、社会体育関係、グラウンドとか、ゲートボール場とか、その辺の関係が新規に事業費を盛り込んでの起債の財源充当という形になります。

また、クリーンセンター、衛生施設につきましては、クリーンセンターの工事を改めて事業化して、予算化できたという形での起債の充当という形になります。

○丸山委員

そうしますと、最終的には公共工事等に関する災害の被害総額というのは、どのくらいになるのでしょうか。

○會嶋総務部参事

これも、今、繰り越されるものもありますし、とりあえず、リアルに近いものの数字になってしまうんですけれども、予算だけで見ますと、例えば、10款災害復旧費としての施設復旧の場合でいえば、約1億円が予算化されております。それから、その施設以外ということで、2款ですとか5款の被災農業の関係ですとか、あと、7款の住宅の支援の関係、その辺を含めると、そちらが28億円程度になりますので、今のところ、合計で29億2千万弱というようところで予算は組んでおります。

○丸山委員

わかりました。

○木村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に反対討論を許します。

○丸山委員

私は、議案第12号、令和年度一般会計補正予算について、反対をします。

この補正予算には、国庫支出金の災害等廃棄物処理事業費補助金の増額が計上されております。台風被害の廃棄物処理事業費が増額されたことは大変歓迎するものであります。

しかし、その一方で、予算計上はわずかなんですけれども、個人番号カード交付事業補助金も計上されているという点で、これは、今回は、私は納得できないということで反対するものですが、その内容は、政府は2022年度には、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指してカードの発行体制の整備を進めるとともに、来年度9月からマイポイント事業の導入、あるいは、2021年からはマイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にする。また、戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法を改正する。また、行政の事務や業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とする「デジタル手続法」の成立をするなど、普及と整備を手当たり次第に進めているというのが国の対応でございます。

情報の漏えいやマイナンバーカードの紛失・盗難への不安がある中で、さらに、他人に知られたくない個人情報や個人情報を国が管理するのは基本的人権に反するものであり、あらゆる個人情報を、国が一元管理するのは問題だと思います。

こうした問題への不安に応えることなく、マイナンバーカードの押し付けでは、国民の理解は得られません。

この立場から補正予算に反対するものです。

○木村委員長

次に賛成討論の発言を許します。

○新見委員

賛成の立場から発言をさせていただきます。

ただいまのマイナンバーカードですが、これは使いようなんです。強制的に作れと言っているわけでもありません。作りたくない方は作らなくていいわけですから、この間の一般質問で、マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票や印鑑証明、そして戸籍謄本が取れるようになります。これは、この八街地域においては非常に有意義なことだと思います。

ただ単に不安をあおるような考え方はいかがなものかと私は思っております。

以上です。

○木村委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○木村委員長

起立多数です。議案第12号中、当委員会付託分は原案どおり可決されました。

議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は、第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定しました。

歳入全款について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

それでは、議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算第11号の歳入全款につきまして、ご説明いたします。

補正予算書10ページをお願いします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は、補正前の額から1千611万5千円を増額し、9千319万9千円とするもので、今年の台風15号ほかにより発生した災害等廃棄物処理に対する補助金の増額となります。

4目土木費国庫補助金は、補正前の額から7千500万円を増額し、4億3千25万3千円とするもので、国の補正予算により社会資本整備総合交付金が増額となったものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金は、補正前の額から971万6千円を増額し、2千115万円とするもので、個人番号カード交付事業事務費の補助金の増額となります。

次に、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から13億5千706万円を減額し、3億8千70万円とするもので、被災農業施設等復旧支援事業補助金について、年度内に完了しない見込み分が新年度予算において交付されることとなったことから、減額するもので、今後、新年度予算の補正を予定してございます。

11ページにまいりまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から3億8千890万9千円を減額するものでございます。これにより、令和元年度末財政調整基金残高は、約22億5千718万1千円となる見込みでございます。

22款1項市債、5目土木債は、補正前の額から7千500万円を増額し、2億6千260万円とするもので、国の補正予算により、道路改良事業費を増額することとなったため、公共事業等債を増額するものでございます。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

今回、この歳入の中では、国の方の災害等廃棄物処理事業費に関する補助金が今回も増額になっているという点では、大変これは歓迎するものであるというふうに思います。

次の国庫支出金で、先ほど来、私も申し上げておりますが、個人番号カードの交付事業補助金が、今回は971万6千円が計上されているわけなんです、これはこういった内容の増額となるのか、お伺いいたします。

○春日市民課長

個人番号カード交付事業費補助金は、通知カード及び個人番号カードの交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的として、通知カード・個人番号カードの作成、発送などの事務を委託している地方公共団体情報システム機構に支払う負担金に対して補助されるもので、国庫補助率は10分の10でございます。

今回、負担金の方が請求額が当初予定した金額から不足してしまったため増額するとともに、10分の10ですので、こちらの方の補助金の方も増額するものでございます。

○丸山委員

今までの委託している分について、さらに増額するという事は、これは新たな事業に向けての対応策なのか、その辺についてお伺いします。

○春日市民課長

昨年の6月4日に開催されたデジタルガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの普及及びマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針が決定されたことにより、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することになり、マイナンバー制度に関わる令和元年度の政府の補正予算額が閣議決定されたことにより、交付金の請求概算見込み総額が増額になりました。その結果、各自治体に対する負担金の方も増額になりました。

以上です。

○丸山委員

今説明いただいたように、国は強力にこの普及を進めようとしている。

この9月からはマイポイント事業を進めようとしているわけなんです。これは一体どのような事業なのかお伺いします。

○春日市民課長

マイナンバーカードを利用しまして、消費税の増額に伴っての対策の一つとして、マイナンバーカードにポイントをつけておいて、最高5千円のもの還元されるというものでございます。

○丸山委員

とにかく、普及を強力に進めるために、その一環として、こういった制度を導入するという事のようなんですけれども、これがこの間、消費税増税対策のキャッシュレスの決済、これが今年の6月に終了すると。そのあと、消費税増税対策としてこれを導入するんだという

ことのようなんですけれども、国民が求めている、こういったマイナンバーカード取得を押し付ける、これは国費を使うべきではないというふうに私は思います。

国は、カード化への遅れを取り戻すためにあの手この手ということで、2021年3月にはカードを使って保険証も利用できるんですよという、そういう制度にするために、地方公務員に対してもカード化を求めているということなんですけれども、今の八街市の状況はどんなふうになっているのか、それについてお伺いいたします。

○春日市民課長

地方公共団体及び地方公務員共済の取組として、地方公務員等による令和元年中のマイナンバーカードの取得を推進するというような通知が来ております。

そして、実際に職員の方々も、今、作られている途中でございます。

○丸山委員

何割くらいの方々がこれに対応されているのでしょうか。

○春日市民課長

申し訳ありません。人数等については、集計等はこちらではわからない状況でございます。

○丸山委員

総務省の方は、あくまでも推奨であって強制ではないんだということを言っている。公務員の皆さんだってプライバシーはあるわけですから、それを自分自身で守りたいという方はこのカード化に対して、そう簡単には一律的に対応はできないというふうに思います。

そういう点で、あくまでも総務省は推奨だといっているわけですから、庁舎内で強制等はないでいただきたいなというふうに思いますが、こういった点で、総務部長はどんなふうにお考えでしょうか。

○大木総務部長

マイナンバーカードにつきましては、国の進めている施策でございますので、本市といたしましては、他の自治体等の動向を見ながら、着々と進めていきたいと思っております。

今、委員さんが言われました、職員に対しましても、強制ではございませんが、こういう形で国の方で進めているんだということで、各課の方にも通知をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○丸山委員

公務員の皆さんも、一個人、人間でありまして、不安はたくさんあるかと思っております。

これが命令的なもの、強制的なものであってはならないというふうに思っておりますので、その辺は考慮いただきたいと、このように思います。

以上です。

○木村委員長

ほかに質疑はございませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出2款3項を除く総務費について、提案者の説明を求めます。

○土屋クリーン推進課長

それでは、歳出2款総務費、1項総務管理費11目諸費の歳出につきまして、ご説明いたします。

予算書12ページをごらんください。

補正前の額2億8千480万4千円に、2千236万6千円を追加し、補正後の額を3億717万円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。

台風15号等による災害対策事業費2千円236万6千円は、委託料、災害廃棄物処理事業にかかる経費を増額しようとするものです。災害廃棄物処理業務につきましては、既に予備費及び第6号補正におきまして措置し、また、今般の第10号補正におきましても3千933万1千円の増額補正をお願いしているところですが、その後、総事業費の見込みが立ったことから、さらに増額補正をお願いするものです。

その主な内容は、台風15号及び第19号にかかる損壊家屋の撤去等事業並びに、損壊家屋等の撤去等を自ら実施した者に対する費用の償還事業費の事業の実施に伴う事業費等の増額でございます。

なお、今回の増額補正は去る2月6日及び7日、環境省による災害査定、総額1億5千833万1千549円により事業費が概ね確定したことから、限度額に応じた予算を措置しようとするものでございます。

以上で、2款の説明を終了いたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表、繰越明許費補正2変更のうち、2款総務費について、提案者の説明を求めます。

○土屋クリーン推進課長

それでは、繰越明許費補正変更2款総務費、1項総務管理費、11目諸費の補正予算書4ページ、2変更の表をごらんください。

これは、2款総務費、1項総務管理費、台風15号等による災害対策費につきまして、補正予算書第10号で繰越明許補正をしたところではございますが、そのまた追加ということで、6千876万9千円を、補正後の額8千532万5千円に改めようとするものです。

繰越をしようとする事業の内容は、災害廃棄物処理事業のうち、台風15号及び第19号にかかる損壊家屋の撤去並びに損壊家屋等の撤去等を自ら実施した者に対する費用の償還につきまして、額が確定したこととともに、我々が出していたところから、国が査定により指摘をし、追加の額が出たものによる予算を追加し、繰り越そうとするものでございます。

以上でございます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表、地方債補正1変更について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

補正予算書5ページ、第3表、地方債補正をお願いいたします。

先ほど、歳入でご説明いたしましたとおり、道路改良事業におきまして、事業費及び特定財源の額の増に伴い、限度額を変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○丸山委員

今説明いただきましたけれども、道路改良事業による限度額変更ということなんですが、具体的にはどこの場所の道路改良なのでしょう。

○中込道路河川課長

今回の追加補正分につきましては、年末に追加要望の調査がありまして、1月末に急遽内定通知があったものになりますので、現在、道路舗装改良分の補助分として追加補正されたものでございますので、新年度の予算等もありますので、そちらの前倒し等も含めて、今、検討しているところでございます。

○丸山委員

了解いたしました。

○木村委員長

ほかに質疑はございませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

反対討論の発言を許します。

○丸山委員

議案第25号、令和元年度一般会計補正予算に反対するものであります。

この25号にも災害等廃棄物処理事業補助金が計上されておりまして、私は大変この点については歓迎するものであります。

しかしながら、マイナンバーカードのさらなる発行体制の整備予算として、個人番号カード交付事業補助金971万6千円が計上されております。

現在、マイナンバーカードの八街市の普及率は17%、国全体でもほぼ同じで、低調であります。

先ほど、「不安をあおる発言はいかがか」と賛成討論がございました。利便性を強調しても、交付から3年も経過するのに、市民に積極的に受け止められていないのは、個人情報の漏えいやカードの紛失・盗難への不安が大きく、必要性を感じていないからではないでしょうか。

しかし、政府は国民の不安を置き去りにしたまま、今度は「マイポイント事業」を導入し、マイナンバーカードの普及を進めようとしています。マイナンバーカードと決済サービス等

を連携させてキャッシュレス決済を行った場合、最大で5千円相当のポイントを付与するというものです。

昨年10月からの消費税増税対策のキャッシュレス決済のポイント還元が2020年6月に終わるため、その後の消費活性化策と合わせて導入しようとするものです。

消費税増税を国民に押し付けるために多額の税金を費やす増税対策そのものこそ問題であり、国民が求めているマイナンバーカード取得を押し付けるために国費を使うことに道理はありません。

また、2021年3月からは、カードを健康保険証として本格運用を始めるとしています。全国の地方公務員、教職員に一斉取得を呼びかけています。総務省は、あくまでも推奨であり、強制ではないとしていますが、現場では逆らえない状況があります。

このように政府はカード普及の遅れを挽回しようとしていますが、ここまでしなければ進まないこと自体、制度の行き詰まりを示しているのではないのでしょうか。問題だらけのマイナンバーカード普及を押し進めることは、新たな混乱を引き起こし、危険を広げる行為であり、国民が必要としない制度への固執は、もうやめるべきではないのでしょうか。

以上の立場から、補正予算に反対するものであります。

○木村委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○新見委員

先ほどからマイナンバーカードのことで申し訳ございませんが、「何とかとはさみは使いよう」という、そういう言葉はございますが、たしかに問題の多いマイナンバーカードですが、議論の余地は大いにあります。しかし、使いようによっては非常に便利なものです。

保険証の代わりになるといっていますが、その中にはお薬手帳の代わりにもなります。もし、旅行先等々で倒れた場合、そのカードを読み取れば、どういう治療を受けてたかもわかります。

安易に不安がるのはいかかかと。三十数年前に防犯カメラのことでいろいろと議論がございました。プライバシーの侵害だというふうな声がかかなり大きかったです。しかし、今から見れば、結果的には非常に防犯の役に立っているものです。

マイナンバーカードの取り扱いには十分注視しないといけないと思いますが、利便性を、特にこの八街は公共交通機関が非常に悪いので、近くのコンビニ等々で書類等が取れば非常に便利になります。進めろとは言いません、嫌な人は拒否すればいいわけです。選択肢があります。それを、一律に反対するのはいかかなものかと私は考えます。

以上です。

○木村委員長

ほかに討論はありませんか。

○石井委員

賛成の立場から討論させていただきます。

個人番号カードは、細部の論議だと理解しております。とても必要なことでありますけれど

も、25号に関しては市民生活に直結する大きな住宅の被害の再開、そして、被災農業者の救済、道路改良等が多く含まれております。

この八街市を災害から前に進めるために、大きく、広い意味で捉えて、この25号に賛成討論させていただきます。

以上です。

○木村委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○木村委員長

起立多数です。議案第25号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

議案第24号、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

それでは、議案第24号、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

追加付議案の2ページ、追加議案説明資料の1ページをお願いします。

本条例中、第7条では、本調査会の庶務は総務部財政課となっておりますが、4月から組織の見直しによりまして、総務部財政課であった行財政改革推進班を総務部企画政策課へ移そうとするため、所属変更の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○丸山委員

1点、お伺いいたします。

組織の見直しということは常にやっていかなければならないということで、必要なことだというふうに思いますが、このことによって職員の異動あるいは削減というのはどのようになっているのでしょうか。

○片岡総務課長

今回の見直しにつきましては、総合計画の推進を図るために行財政改革推進班を企画課に移

管するということと、事務の効率化を図るということで、総務課内の行政班と文書法規班を統合するということと、現在、総務課で資産経営室業務を遂行しておりますが、行政財産を所管する財政課管財担当部門へ統合するということと、組織力の強化ということで見直しをしたものでございます。

それぞれの所管する業務は移動しますが、あわせて職員の異動がございます。職員の増減は今のところ考えてはおりません。

○丸山委員

わかりました。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第24号、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後0時04分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員